

第 3. 学校跡地の取扱いについて

【参考】検証報告書（3 学校跡地の取扱い）

学校跡地は、子どもたちに良好な教育環境を提供することを目的とした施設であったことから、地域住民のくらしに深く根ざし支えられてきた歴史と文化を持つものであり、創設以来の歴史的経過と地域住民の思い入れがあることから、その取扱いについては地域の関心も高くなっています。

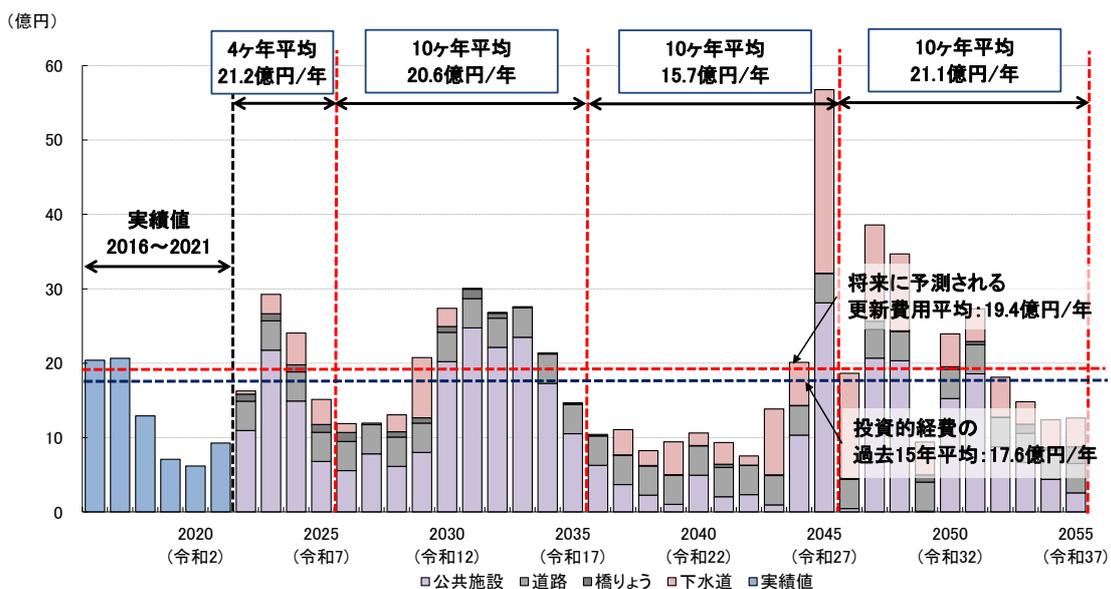
学校跡地の活用については、避難場所として指定されている施設もあり、公的な施設としての活用や市民公募による活用等について様々な検討を行いながら、他の機能を持った施設との複合化等についても検討していく必要があります。

検討の結果、活用を行わない場合は、既存建物の除却や処分を含め、売却を進める必要があります。

（1）概要（背景・経過）

阪南市公共施設等総合管理計画（以下「施設等管理計画」という。）の改訂版（令和 4 年 3 月改訂）では、令和 2 7 年度までに現状の延床面積から 3 2 %削減から、その後の将来の人口予測や推移や本市同様に公営住宅を持たない同規模人口の自治体の市民一人あたりの公共施設における延床面積の平均の変化により、4 0 %以上削減することに目標値を改めたところ

です。これは、学校規模が大きい小学校 3 校と中学校 1 校を削減しても目標値を達成できない数値となっています。



また、施設等管理計画における学校跡地及び施設の活用の取扱いとして、学

校教育施設の基本的な方針（P 57）として、次のとおりとなっています。

■学校跡地及び施設の活用について

学校跡地及び施設は、子供たちに良好な教育環境を提供することを目的とした施設であったことから、地域住民のくらしに深く根ざし支えられてきた歴史と文化を持つものであり、創設以来の歴史的経過と地域住民の思い入れがあることから、地域の関心も高くなっています。

施設の活用については、避難場所として指定されている施設もあり、公的な施設としての活用や市民公募による活用方策、また、他の機能を持った施設との複合化等を検討していくこととします。

検討の結果、活用を行わない場合は、阪南市行財政構造改革プラン改訂版に示す財源の積極的な確保を図る観点から、既存建物の除却や処分を含めた活用方策を検討することとします。

（２）検討の際の留意事項

今後、教育施設から他の用途への利活用を検討する際は、建物の除却や処分を行わない場合は、教育施設としての床面積の削減目標は達成できても市が保有する公共施設全体での総床面積の削減につながらないため、公共施設として維持・更新すべき費用として財政的な効果があるのか、またその必要性を十分検討する必要があります。

特に、全ての小中学校が指定避難所や指定緊急避難場所、一時避難地などの役割を担っており、整理統合により使用しなくなる学校を利活用しない場合は、市全体の防災機能を見直す必要があります。

また、学校用地の取扱いについては、下荘小学校や鳥取東中学校、飯の峯中学校のように大きな擁壁や、舞小学校や貝掛中学校のように周辺の傾斜地などを有している学校があり、他にも、隣接地との境界を再確認が必要な学校もあります。

更に、ほとんどの学校の校舎や体育館と一部の学校用地は、国の補助金等を活用して建設しており、他の用途に利活用する場合や民間への貸付、売却する場合については、文部科学省に対し、財産処分の手続きを行う必要があります、場合によっては国庫返納金が生じることもあることから、跡地の活用を検討の際は留意する必要があります。

今後の検討に当たっては、建物については校舎と体育館に区分したうえで、仮に利活用する場合の課題を抽出し、用地については、売却する場合の課題を抽出したうえで、今後の取扱いを検討する必要があります。